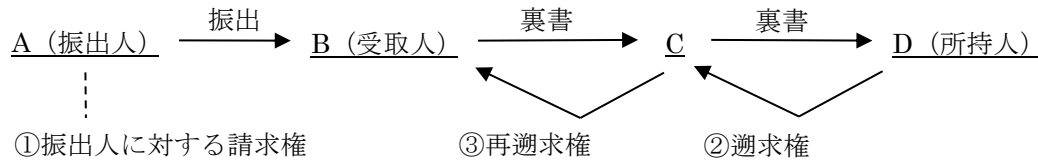


12.手形の時効等

12-1.時効

(1)手形の時効



| | |
|-------------|---|
| ①振出人に対する請求権 | 満期の日から 3 年 (手 70 I ・ 77 I ⑧) |
| ②遡求権 | 満期の日から 1 年 (手 70 II ・ 77 I ⑧) *支払呈示期間 (手 38 I ・ 77 I ③) 内に呈示しなければその時点で消滅 (手 53 I ① ・ 77 I ④) |
| ③再遡求権 | 手形を受け戻した日または訴えを受けた日から 6 か月 (手 70 III ・ 77 I ⑧) |

(2)時効の完成猶予・更新 (手 71 ・ 77 I ⑧、民 147)

「請求」

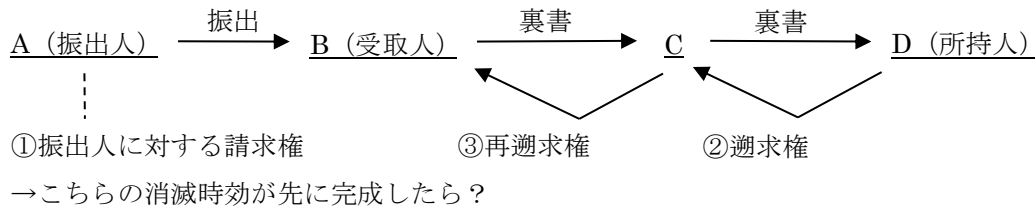
→呈示 (最大判昭 38 ・ 1 ・ 30 民集 17-1-99) ・所持 (最判昭 39 ・ 11 ・ 24 民集 18-9-1952) ?

訴訟告知による完成猶予 [テキスト 17.1]

再遡求権の時効は短い→訴訟告知 (民訴 53) による完成猶予 (手 86 I)

約束手形の振出人について手 86 I は不適用 (最判昭 57 ・ 7 ・ 15 民集 36-6-1113)

(3)振出人の責任についての時効の完成と遡求



最判昭57・7・15民集36-6-1113

「約束手形の振出人の手形金支払義務につき消滅時効が完成した場合には、裏書人の償還義務もこれに伴って消滅すると解すべきであるが、…約束手形の裏書人自らが所持人に対して、自己の償還義務についてその時効期間経過後に消滅時効の利益の放棄ないし債務の承認をしたうえ、専ら自己に対する信頼に基づいて右手形を取得した所持人本人及びその代理人である弁護士に対して、再三にわたり、しかも右手形振出人の債務とは必ずしも関係なく自己固有の債務として右手形金の支払義務があることを認めるような態度を示し、同人らに確実にその履行がされるものとの期待を抱かせながら、のちに右態度をひるがえし、その信頼を裏切つて償還義務を履行しようとし、やむなく右所持人より提起された手形金請求訴訟においても当該手形の裏書自体を否認したりその他種々の主張を提出して引延しとみられる抗争をすることによりその審理に長期間を費やさせ、その間に所持人が専ら裏書人を信頼してその義務履行が確実にされるものと期待する余り振出人に対する手形金請求権についての消滅時効中断の措置を怠つたがために振出人の手形金支払義務が消滅したのに乗じ、これに伴って自己の裏書人としての償還義務も当然消滅するに至つたとして右義務の履行を免れようとする所為にでるようなことは、著しく信義則に反し、許されないものと解するのが相当である。」

(4)白地手形の時効 [テキスト 10.2.2]

(a)満期の記載がある白地手形

最大判昭和45・11・11民集24-12-1876

「満期の記載のある白地手形の所持人の振出人に対する権利は、満期の日から三年をもつて時効により消滅する…。そして、…白地補充権は、これを行使することによつて、手形上の権利を完成させるにすぎないものであるから、その補充権が別個独立に時効によつて消滅するものというべきではなく、手形上の権利が消滅しないかぎりこれを行使しうるものと解すべきである。」

(b)満期白地の手形

最判昭 36・11・24 民集 15-10-2536

「白地小切手の補充権は小切手要件の欠缺を補充して完全な小切手を形成する権利であること、補充権は白地小切手に附着して当然に小切手の移転に随伴するものであること等にかんがみれば、補充権授与の行為は本来の手形行為ではないけれども商法五〇一条四号所定の「手形に関する行為」に準ずるものと解して妨げなく、また白地小切手の補充は、小切手金請求の債権発生要件を為すものであり、さらに小切手法が小切手上の権利に関し特に短期時効の制度を設けていること等を勘案すれば、白地小切手の補充権の消滅時効については商法五二二条の「商行為ニ因リテ生シタル債権」の規定を準用するのが相当である。従つてこれと同趣旨で、白地小切手の補充権はこれを行使し得べきときから、五年の経過によつて、時効により、消滅するものとした原判決の判断は正当である。」

最判昭 44・2・20 民集 23-2-427

「満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法五二二条の規定が準用され、右補充権は、これを行使しうべきときから五年の経過によつて、時効により消滅すると解すべきことは、当裁判所の判例とするところであり（最高裁昭和…三六年一月二四日第二小法廷判決、民集一五卷一〇号二五三六頁…参照）、今これを変更する必要をみない。」

*商 522 は削除→民 166 I ①？

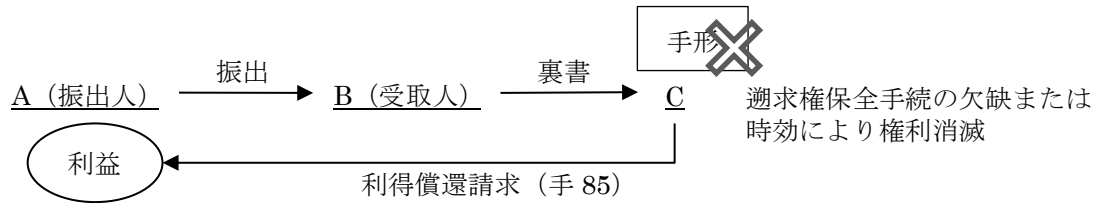
満期とその他の手形要件が白地→満期が補充

最判平 5・7・20 民集 47-7-4652

「手形が満期及びその他の手形要件を白地として振り出された場合であっても、その後満期が補充されたときは、右手形は満期の記載された手形となるから、右手形のその他の手形要件の白地補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行使することができるものと解すべきである（最高裁昭和…四五年一月一日大法廷判決・民集二四卷一二号一八七六頁参照）。」

12-2. 利得償還請求権

(1) 意義 (手 85)



最判昭 34・6・9 民集 13-6-664

「小切手法七二条の規定するいわゆる利得償還請求権は、小切手の所持人が手続の欠缺もしくは時効により、本来正当に有していた小切手上的の権利を喪失した事実があるに拘わらず、他方同条に定める振出人その他の者が対価を得て利得している事態を衡平に合しないものとし、その間の衡平を図るため特に認められた権利であつて、小切手上的の権利と異なり小切手の所持をもつて権利取得の直接の理由とするものではない。本来小切手の正当な所持人として小切手上的の権利を行使し得べかりし者が、たまたま小切手を盗取せられ、失権当時、小切手の現実の所持を有せず、もしくは逸早く除権〔決定〕を得ていなかったとしても、もしその間他の第三者においてその小切手上的の権利を取得するに至らず、被盜取者において依然実質上の権利者たることを失つていなかったものとすれば、振出人等に利得の存する限り、その間の衡平を図る必要がないものとは即断し得ないものというべく、もしかかる場合であるとすれば、右被盜取者が、失権当時、小切手の現実の所持を有せず、もしくは除権〔決定〕を得ていなかったとしても、その一事によつて直ちにその利得償還請求権の取得を否定し得ないものといわなければならない。」

(2) 成立要件

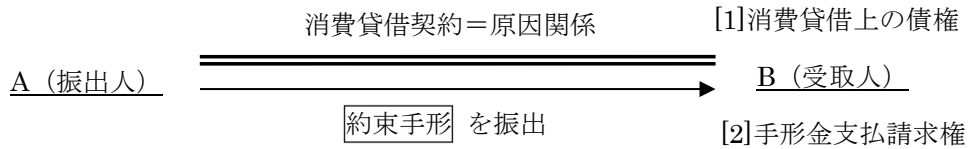
① 手形上の権利の有効な成立

② 遡求権保全手続の欠缺または時効による権利の消滅

③手形債務者の利得

事例 12-a 利得償還請求権 1

A は B に対する消費貸借上の債務の支払のために、B を受取人とする約束手形を振り出した。
 (ア) A に対する手形金支払請求権が、時効により消滅した。(イ) その後、消費貸借上の債権も、時効により消滅した。

**最判昭 38・5・21 民集 17-4-560**

「本件手形は…消費貸借上の債務の弁済方法として振出されたものであつて、本件手形上の権利が時効に因り消滅しても、[受取人] は、なお、右消費貸借上の債権を行使できるから、[振出人] が利得したとはいえず、従つて、本件利得償還の請求は許されない…（当裁判所昭和三六年…一二月二二日云渡判決、民集一五卷一二号三〇六六頁参照）。」

「本件手形上の権利が時効に因り消滅した後、本件消費貸借上の債権もまた時効に因り消滅しているとしても、該債権の消滅は[受取人] がその行使を怠つた結果に外ならず、[振出人] において右手形上の権利の消滅により利得したものとはいえないから、[受取人] に利得償還の請求権が発生するものではない。」

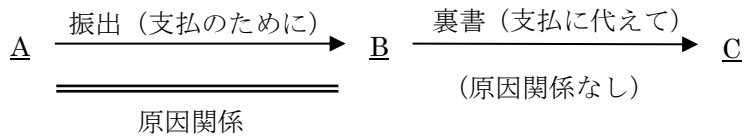
(ア)

(イ)

[1]が先に消滅、その後[2]が消滅したときは？（最判昭 40・4・13 判時 413-76）

事例 12-b 利得償還請求権 2

A は B に対する請負代金債務の支払のために、B を受取人とする約束手形を振り出した。B は、同手形を C に対する債務の支払に代えて裏書譲渡した。その後、同手形上の債権が時効により消滅した。

**最判昭 43・3・21 民集 22-3-665**

「[C] の本件各手形上の権利は、その振出人である [A] に対してはもとより、その裏書人である [B] に対しても、既に時効によつて消滅しており、しかも [C] は [B] に対してなんらの原因債権をも有しない…。… [C] はもはや [B] に対し [遡求] することはできず、ひいて本件手形の受取人である [B] が [A] に対して有していた原因債権もまた消滅に帰し、振出人たる [A] は本件手形振出の原因たる請負代金債務を免れることにより現実に利得をしたものといふことができる。[A] の右利得は、[C] の有する手形上の権利の時効消滅により生じたものであつて、手形法八五条にいわゆる利得に当たるものと解しなければならない。」

「支払のために」「支払に代えて」(3-1(4))

手形の振出・裏書によつて原因関係上の債権はどうなる？

「支払のために」＝原因関係上の債権は存続＋手形上の債権を先に履行すべき

「支払に代えて」＝原因関係上の債権は消滅

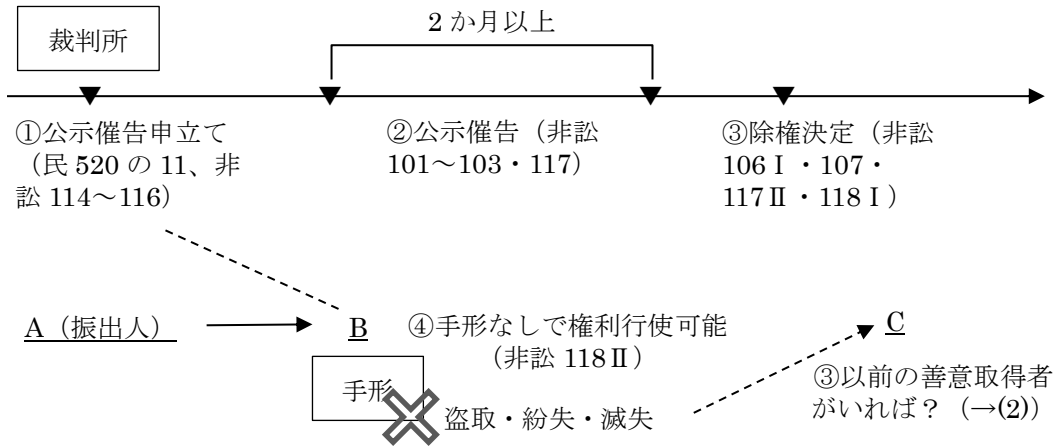
→通常は「支払のために」

*原因関係上の債権（債務）の消滅時期について、4-1(1)

12-3.手形の喪失

(1)公示催告と除権決定

手形の盗取・紛失・滅失→有価証券無効宣言公示催告手続（民 520 の 11、非訟 114 以下）



(2)除権決定より前に善意取得が生じた場合

最判平 13・1・25 民集 55-1-1

「手形について除権 [決定] …があったとしても、これよりも前に当該手形を善意取得した者は、当該手形に表章された手形上の権利を失わないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

手形に関する除権 [決定] の効果は、当該手形を無効とし、…申立人に当該手形を所持するのと同様の地位を回復させるにとどまるものであって、上記申立人が実質上手形権利者であることを確定するものではない（最高裁昭和…29年2月19日第二小法廷判決・民集8巻2号523頁参照）。手形が善意取得されたときは、当該手形の従前の所持人は、その時点で手形上の権利を喪失するから、その後除権 [決定] …を受けても、当該手形を所持するのと同様の地位を回復するにとどまり、手形上の権利までも回復するものではなく、手形上の権利は善意取得者に帰属すると解するのが相当である。

加えて、手形に関する除権 [決定] の前提となる公示催告手続における公告の現状からすれば、手形の公示催告手続において善意取得者が除権 [決定] …までに裁判所に対して権利の届出及び当該手形の提出をすることは実際上困難な場合が多く、除権 [決定] …によって善意取得者が手形上の権利を失うとするのは手形の流通保護の要請を損なうおそれがあるというべきである。」

(3)白地手形

最判昭 51・4・8 民集 30-3-183

「喪失した白地手形について除権〔決定〕を得た所持人が手形外で白地を補充する旨の意思表示をしても、これにより白地補充の効力を生じたものとすることはできないのである（最高裁昭和…四三年四月一二日第二小法廷判決・民集二二卷四号九一一頁、同昭和…四五年二月一七日第三小法廷判決・裁判集民事九八号二〇九頁）。」

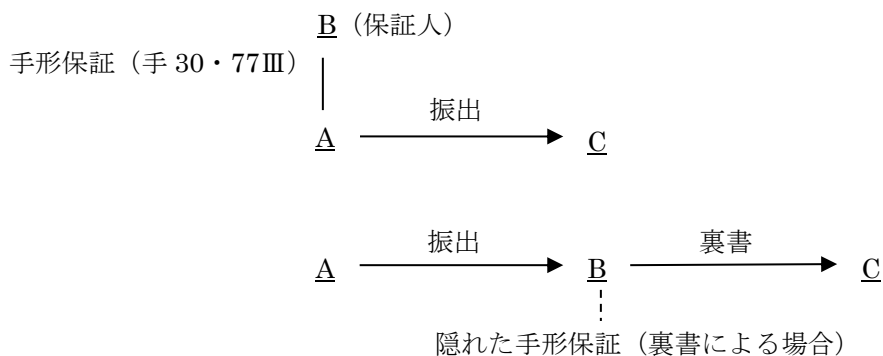
「喪失した白地手形について除権〔決定〕を得た者は、手形債務者に対し喪失手形と同一の内容の手形の再発行を請求する権利を有しないものと解するのが、相当である。けだし、除権〔決定〕を得た者が喪失手形の再発行を請求しうるものとするならば、その者は、それによつて単に喪失手形の所持人と同様の権利行使の形式的資格を回復するにとどまらず、手形の再発行を受けることにより、恰も喪失手形を流通に置きうるのと同一の法的地位を回復することとなり、除権〔決定〕にこのような実体的効果を付与することは、除権〔決定〕制度の予想しないところというべく、喪失手形の再発行請求がその白地部分の補充を目的とする場合であつても、右と理を異にするものではないと解すべきだからである。」

⇔学説

有価証券から権利を引き離す制度

- ・ 公示催告・除権決定（民 520 の 11・520 の 12・520 の 18・520 の 20）
＝手形・小切手のほか、新株予約権証券（会社 288・291）、社債券（会社 696・699）、倉荷証券（商 600）、船荷証券（商 757、国際海運 15）、複合運送証券（商 769）etc.
- ・ 株券については、株券喪失登録制度（会社 221 以下）

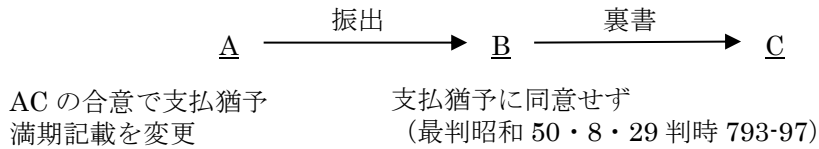
12-4.手形保証 [テキスト 16 章]



12-5. 支払の猶予

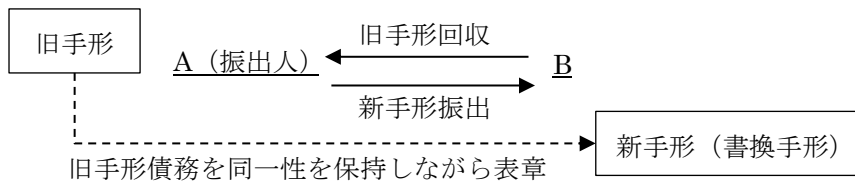
(1) 手形外の合意 例：所持人が振出人との合意で支払を猶予

(2) 満期記載の変更

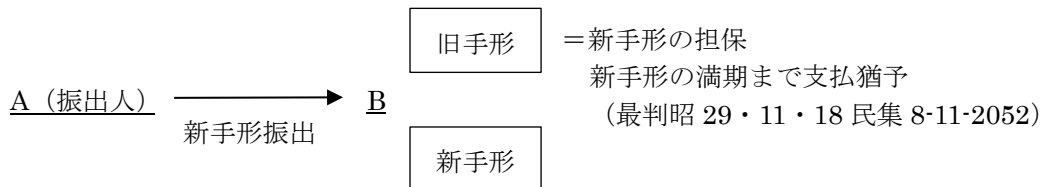


(3) 手形書換

(a) 旧手形が回収される場合



(b) 旧手形が回収されない場合



最判昭 42・3・28 金判 60-17

「約束手形が書替えられた場合でも、旧手形に基づく債務が消滅しないときは、手形の所持人は、新旧いずれの手形によっても手形上の権利を行使することができるものと解するのが相当である。…約束手形の書替をした者〔振出人〕が、新旧いずれか一方の手形による手形金請求を受けた場合には、右手形振出人は、新旧両手形をともに返還すべきことを請求することができるものと解せられる…。」

最判昭 54・10・12 判時 946-105

「旧手形がこれを回収することなく新手形に書き替えられ、…右書替は単に手形債務の支払を延期するためにされたものと認めるべき場合において、右書替によって新旧両手形の所持人となった者は、…いずれか一方の手形によって手形金の支払を受けたときには、もはや他方の手形によって重ねてその支払を受けることができないものとなることはいうまでもないところである。…被上告人が〔新手形〕を〔旧手形〕の書替手形と知りながら取得した悪意の取得者であるときには、被上告人が〔新手形によって手形金の支払を受けた後で旧手形〕によって重ねて手形金の支払を…求めることは許されない筋合となる。」

12-6.手形訴訟 [テキスト 17.5]

手形訴訟（民訴 350 以下）

反訴禁止（民訴 351）、証拠調べ方法を書証に限定（民訴 352 I）

通常の訴訟への移行（民訴 353・357・361）